

ネットワーク型 GNSS データサービス・プリペイド方式会員規約

(規約の適用)

第1条

会員は、ネットワーク型 GNSS データサービス・プリペイド方式会員規約（以下「本規約」）に基づき、VRSプリペイド方式（以下「プリペイド」）を購入することで、国土交通省国土地理院のリアルタイムデータを利用した日本テラサット株式会社（以下「NTS」）の、ネットワーク型 GNSS データサービス（以下「本サービス」）を利用することができるものとします。

(規約の変更)

第2条

- ①NTS は、いつでも本規約の内容を変更できるものとします。
- ②NTS が会員に対して変更内容を公式 Web サイト等により通知した後に本サービスを利用した会員は、当該変更内容を承認したものとみなします。

(用語の定義)

第3条

本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

1. 会員契約

本規約に基づく、会員と NTS との間で締結する本サービスの利用に関する契約

2. 会員

本規約を承認の上、NTS のホームページにて明示するプリペイド取扱店においてプリペイドを購入した法人または個人

3. 会員端末

本サービスを利用するために会員が使用する GNSS 受信機、携帯電話等通信装置、パソコン等の機器

4. アクセスポイント

会員が会員端末を電気通信事業者（電気通信事業法第9条第1項の許可を受けたもの。以下同じ）の通信網等を経由して本サービスに接続するための接続ポイント

5. 利用時間

会員が会員端末を電気通信事業者の通信網等を経由してアクセスポイントに接続を行ってからその接続を解除するまでの時間

6. 公式Web

会員が閲覧できる NTS のホームページ

(会員契約の成立)

第4条

- ① 会員契約は、NTS がプリペイドを購入し会員となろうとする者からの申込を受けて、会員登録を完了したときに成立します。
- ② NTS は、会員登録を完了したとき速やかに NTS 所定の通知を会員に送付いたします。
- ③ NTS は、次の場合には、会員の申込を承諾いたしません。
 1. 申込者が、プリペイド代金の支払いを怠る恐れがあると判断するとき。
 2. 過去に会員契約の解除又は本サービスの利用停止等の処置を受けた事実が判明したとき。
 3. NTS の業務に支障を及ぼす恐れがあると判断するとき。

(サービスの内容、利用時間、諸規定等)

第5条

- ①会員が利用できる本サービスの内容、利用時間、諸規定等の詳細は、公式 Web に掲示すること

により会員に通知するものとします。

②本サービスに関する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを遵守するものとします。また、これらの諸規定が本規約と異なる定めをしている場合には当該諸規定が優先するものとします。

③NTS は、以下の本サービスの内容の変更が必要と判断した場合には、公式 Web に掲示する方法等により、必要な変更を行うことができるものとします。

1. 新たなサービスの提供
2. プリペイド代金の変更
3. 前各号のほか本サービス利用条件の変更

(変更の届出)

第6条

①会員は、その名称又は氏名、住所、電話番号、e-Mail アドレスその他申込書記載事項の変更があった場合は、速やかに NTS に届出るものとします。

②前項の届出がないため、NTS からの通知又は送付書類が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着したものとみなします。

(サービス利用に必要なパスワード及び登録番号)

第7条

①NTS は、本サービスを利用するために必要なパスワード及び利用可能な登録番号を第4条②に規定する通知書に記載するものとします。

②会員は、パスワードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。本サービス利用の際、登録されたパスワードが使用されたときは、その利用は全て会員本人の利用とみなされます。パスワードの使用上の過誤又は第三者の不正使用等について、NTS は一切その責を負わないものとします。

③会員がパスワードを失念した場合又は他人に盗用される可能性があることを認識した場合には、速やかに NTS に届出るものとします。

④ 会員は、登録番号により本サービスで得られるデータを会員端末 1 台でのみ利用できるものとします。

(プリペイド及び未使用残時間の有効期限)

第8条

① プリペイドの有効期限は、プリペイドの会員登録日より 1 年間とし、登録日及び残使用時間は公式 Web で確認できます。有効期限までにプリペイドの追加購入をしなかった場合、プリペイドは、残使用時間の有無にかかわらず無効となるものとします。

② 残使用時間は、最後にプリペイドの追加購入した日から 1 年間繰越できますが、追加購入したプリペイドの使用時間を最大繰越時間とします。

③ 利用時間は、NTS の機器により測定します。

(費用の負担)

第9条

①本サービスを利用するために必要な会員端末、その他本サービス利用に必要なすべての機器の費用は、会員の負担とします。

②本サービスを利用するための会員端末からアクセスポイントまでの通信費用等は会員の負担とします。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条

会員は、本サービスを利用する権利その他本規約に基づく権利の全部または一部を第三者に転

貸、譲渡し、又は担保に供することはできないものとします。

(サービス提供の中断)

第 11 条

NTS は、本サービスの保守又は工事の都合上やむを得ないとき、国土交通省国土地理院のリアルタイムデータの提供を受けることが出来ない場合、または電気通信事業者が電気通信サービスを中止または中断したとき、又は天変地異その他の不可抗力により本サービスの提供ができない場合は、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(禁止事項)

第 12 条

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

1. 自分のパスワードを故意に他人に公開する行為
2. 犯罪又は反社会的な行為
3. 本サービスの運営を妨げる行為
4. 法令に違反するもの又は違反する恐れのある行為

(免責事項)

第 13 条

①NTS は、本サービスの利用により発生した損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

②本サービスの利用による、会員相互間又は会員と第三者との間で生じた紛争には NTS は一切責任を負わないものとします。

③NTS は、本サービスの利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。

④NTS は、設備については信頼性を保つために万全を期していますが、万が一事故があり、又は天災によりデータが消失した場合やデータの提供が不能になった場合も、NTS は責任を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条

①会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等
6. その他前号各号に準ずる者

②会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて NTS の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
5. その他前号各号に準ずる行為（威力と詐欺的手法）

(解約)

第 15 条

①会員は、毎月月末の 5 営業日前までに NTS に通知することにより、当月末をもって会員契約を解除することができるものとします。これにより、会員は、解約前に保有する一切の権利を失うものとし、NTS に対して何らの請求権も取得しないものとします。

②NTS は、3 か月の予告期間を設けて会員に通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。尚、この場合、NTS は残利用時間をプリペイドの購入代金に按分した金額を返金することにより、他に一切の責任を負うことなく、本サービスを提供する義務を免れるものとします。

(サービス利用提供の停止又は NTS による会員契約の解除)

第 16 条

①NTS は、会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知する方法により、直ちに本サービスの提供を停止するか又は会員契約を解除することができるものとします。

1. 会員契約申込時に虚偽の事項を申告したことが判明したとき。
2. 会員がプリペイド代金の支払いを怠ったとき、その他本規約に違反したとき。
3. 本サービスの利用状況が適切でないと NTS が判断したとき。
4. 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
5. 差押え、仮差押え、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
6. 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停、特別清算又は会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
7. 上記のほか、会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

②前項の場合、会員の保有する一切の権利を失うものとします。

(管轄裁判所)

第 17 条

会員と NTS は、本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上